

# 習志野市長期計画

## 基本構想（案）

- I 将来都市像
- II 人口指標と都市空間づくりの考え方
  - 1 人口指標に対する考え方
  - 2 都市空間づくりの考え方
- III 基本構想の体系
  - 1 将来都市像を実現する3つの目標
  - 2 自立的都市経営の推進



## 将来都市像

### 『未来のために』 ～やさしさでつながるまち～ 習志野

本市は市制施行以来、一貫して住民福祉の向上を目指してきました。昭和 45(1970)年には、「文教住宅都市憲章」を制定し、その中でうたわれた住民自治・市民協働の理念は市政の根幹として、今日まで受け継がれています。

一方で、グローバル化や高度情報化社会の進展、地球環境問題の深刻化、少子高齢化等、本市をとりまく社会経済情勢は大きな変化の局面を迎えております。

今日においては、安定・成長の時代は過去のものとなりつつあり、あらゆる分野において、多種多様な課題が顕在化しています。

このような状況下で、習志野市が今日まで築き上げてきた、豊かで安全・安心な生活環境を継承していくために、変革という時代の波をしっかりと受け止め、適切な重点課題を掲げた取り組みが必要です。

また、将来にわたり、習志野市が住んでみたいまち、住み続けたいまちとして選ばれるためには、魅力的かつ最適な行政サービスを持続的・安定的に提供するとともに、市民・市民活動団体・企業・学校等と市が更にその絆を深め、相互理解の上で責任を担い連携し合う、協働による自主自立のまちづくりを推進する必要もあります。

このような考えのもと、今、習志野市が目指すべき姿を、

**『未来のために』～やさしさでつながるまち～習志野** と決めました。

### 未来のために

現在の習志野市の生活環境は、将来世代にわたり、市民が豊かな生活をしていくための基盤であり、過去から先人の知恵と努力により築かれたもので、大切に守り育て、継承していかなければなりません。

また、様々な施策は、市民生活を維持するものであるとともに、将来世代の市民とも負担を分かち合うものであることから、その負担を考慮し、持続可能な行財政運営を目指していくことも重要です。

そこで、将来世代へ豊かさを受け継ぎ、発展させ「未来のために」施策を展開していきます。

## やさしさでつながる

◆ 生活が便利になる一方で、それぞれの多様化が進む現代社会の中においては、市民一人ひとりが以前にも増して、人と人あるいは地域など、他者に対するやさしさと思いやりを持ち、豊かな生活を送っていくために、社会の調和や平和への願いを育んでいくことが必要です。

また、将来世代へ豊かさを受けついで行くためには、一人ひとりのやさしさと思いやりで、あらゆる人・世代・団体がつながり、信頼の輪を作り上げていく必要があります。

一人ひとりの市民、地域や行政が、お互いの信頼関係に基づき協働・協調し、未来の習志野市がやさしさと思いやりに溢れるまちを目指します。

## II

## 人口指標と都市空間づくりの考え方

## II-1 人口指標に対する考え方

本基本構想最終年(平成 37(2025)年)の推計人口は 169,875 人であり、平成 23(2011)年の人口より 4,558 人の増加となります。このなかでも、老年人口、特に 75 歳以上である後期高齢者が 9,123 人の増となる一方、年少人口は 2,846 人の減となります。

この基本構想期間中において、後期高齢者の激増と生産年齢人口の確保及び年少人口の減少に対応するための施策を展開します。

図表-1 平成 23 年と基本構想最終年(平成 37 年)の比較(単位：人)

区分		平成 23 年 10 月 1 日	平成 37 年 10 月 1 日	増減	
人口	実数と推計常住人口	165,317 人	169,875 人	+4,558 人	
	老年人口 (65 歳以上)	後期高齢者(75 歳以上)	13,559 人	22,682 人	+9,123 人
		前期高齢者(65~74 歳)	18,561 人	17,176 人	-1,385 人
		高齢者総数	32,120 人	39,858 人	+7,738 人
	生産年齢人口(15~64 歳)	110,050 人	109,716 人	-334 人	
年少人口(0~14 歳)	23,147 人	20,301 人	-2,846 人		

資料：習志野市「習志野市人口推計調査 報告書」(平成 24 年 3 月作成)

## II-2 都市空間づくりの考え方

## 1. 混在しない土地利用と地域的特性

本市は、明治期から昭和期にかけての様々な市街地形成の経緯や、海岸や干潟、台地等の地形的条件を持ち、その大部分が住宅地で占められているものの、自然環境を残した豊かな都市空間を形成し、良質な居住環境を提供しています。

また、市内各所には駅周辺や市街地から一定の距離を保ち存在する市街化調整区域がありますが、既に宅地化が進みつつある区域と作物を生産している農地とが存在しています。

この市街化調整区域については、周辺環境など地域の特性を踏まえつつ、地権者の意向を尊重しながらも、時代の変化に柔軟に対応する必要があります。

規制の緩和により市街化に適する区域については良好な市街地形成をし、農地については開発に適する農地と保全すべき農地に区分し、保全すべき農地については、都市型農業として期待される役割と機能の向上を図ります。

このように、各地域が持つ地理的・地形的特性を活かしつつ、居住環境を支える良好な市街地を形成する中で、市民の様々なニーズに対応できる、魅力のあるバランスのとれた都市空間の形成を目指します。

## 2. 特徴ある拠点の充実

---

本市には、主要交通、商業施設が集中する津田沼地区や大学等学術機関のある大久保地区の他、工業・流通施設が集積する茜浜、芝園地区、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟を有する谷津地区等、豊かな地域資源が散在しています。

これらの特性を持つ地域を拠点地域として位置づけることで、魅力とにぎわいのある都市空間の形成を目指します。

特に、JR 津田沼駅周辺地区は利便性の高い交通拠点であり、市内外からたくさんの方が訪れますが、現在の姿となって 30 数年が経過する中で、時代に即した発展が求められています。

将来求められる、本市の表玄関として相応しい、駅前空間としての機能をさらに充実させるとともに、高度な土地利用を図り、文化的で活気あふれる都市空間づくりに努めます。

## 3. 自然との共生空間

---

本市には、昔からの自然があるとともに、都市公園が市内に整備され、市民の憩いの場となっており、本市のような都市近郊の市街地内にある自然環境は、人と自然の共生空間としてその保全が重要な意味を持っています。

谷津地区には、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟、習志野の原風景である里山の残る実籾地区には、良好な自然環境を維持するために指定された自然保護地区があり、国道 14 号以南においては香澄公園や秋津公園などの大規模な公園が計画的に整備されています。

また、本市の北東部から市の中央部を縦貫し、海浜部まで続く幹線緑道であるハミングロードは、緑と水の南北軸と位置付け、市民交流の場としても貴重な財産となっています。

これら緑の拠点を、都市空間を構成する上での重要な自然環境として位置づけ、災害時における防災上の役割にも配慮しながらその規模と連続性を確保し「緑のネットワーク」の形成を目指すとともに、まちの快適性やうるおいのある景観に寄与する、人と自然の共生空間の形成を目指します。

III

## 基本構想の体系

将来都市像に基づいたまちづくりを実施するためには、目標を掲げ各種事業を効率的かつ効果的に推進する必要があります。

そのため、将来都市像を実現する 3 つの目標、そして、目標を支える自立的な都市経営の推進と 3 つの重点プロジェクトを設定しました。それらを体系図に表すと以下の通りとなります。

### 将来都市像 「未来のために」～やさしさでつながるまち～習志野



## III - 1 将来都市像を実現する 3 つの目標

# 第 1 章 支え合い・活気あふれる「健康なまち」

はつらつとした若さを失わないまちであるためには、市民一人ひとりが健康であることに加え、まちが健康であることも不可欠です。

市民一人ひとりの健康とは、一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康的な生活を自ら選択し、主体的に取り組むことを指しますが、更に、健康について他分野間で相互に連携及び協働し、地域社会全体で支え、守るための社会環境づくりに取り組むことが必要です。

まちの健康とは、人々が活気に満ち溢れ、いきいきとした地域社会をつくることであり、地域社会が活気に満ち溢れるためには、地域経済・産業の振興が必要不可欠となります。

そこで、人の健康づくりとして「誰もが健康な心と身体を維持できる保健・医療・福祉の充実」の観点と、まちの健康づくりとして「にぎわいを創出する地域経済・産業の振興」の観点から、支え合い・活気あふれる「健康なまち」を目指します。

### まちづくりの方向性

#### 第 1 節 「誰もが健康な心と身体を維持できる保健・医療・福祉の充実」

- a. 市民の健全な生活は、健康を気遣える環境の整備が重要となります。市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康的な生活を自ら選択し実践できるよう、また主体的に楽しく健康づくりができるように、「習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例」(以下「健康なまちづくり条例」)に基づき、あらゆる分野において健康づくりを意識した取り組みを推進します。
- b. すべての市民が、住み慣れた地域で心身ともに健やかに、笑顔に満ちた生活を送るためには、年齢、性別、障がいの有る無しにかかわらず、皆地域の一員として居場所を得ながら、自信と誇り、生きがいを持って社会参加を続けることができる「協働型福祉社会」を醸成していかなければなりません。そのために、必要な福祉サービスの内容と、提供体制を示した地域福祉計画に基づき、社会的に弱い立場にある人の人権を守り、地域の一員として包み、支え合い、あらゆる人の存在価値を認めるソーシャル・インクルージョン(社会的包容)の取り組みを地域住民とともに進めます。
- c. 高齢化が急速に進展する中、元気な高齢者が健康を保ち、出来るだけ介護を必要とする状態にならないよう、健康づくりと介護予防の取り組みを進めます。また、たとえ要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスを一体化して提供していく地域包括ケアの推進を図ります。
- d. 国では、経済的に困窮する方への就労支援を強化し、経済的自立を促すための事業推進を図っており、本市においても健康で文化的な生活を送れるよう、支援していきます。また、市民の安心、健康を支える国民皆保険制度を維持すべく、国・県との連携を図りながら適切



な運営に努めます。

## 第2節 「にぎわいを創出する地域経済・産業の振興」

- a. 「習志野市産業振興基本条例」の基本理念に基づき、商業・工業・農業・観光の振興、中小企業支援、就労環境の充実、勤労者の支援、新しい産業の育成に取り組みます。
- b. 消費者の利便性、購買意欲の向上を図るため、身近で便利な商店街づくり、商店同士や市民参加の地域と連携した取り組みを推進し、地域商店と大型店の共存共栄による商業活性化のための各種支援策に取り組みます。
- c. 経営基盤の強化と経営革新や安定経営のための各種操業支援策に取り組み、中小企業の経営支援を図ります。
- d. 本市の恵まれた立地条件を活かし、利便性の高い流通経路や良好な操業環境の保持を進め、工業集積の場としての魅力を創出し、各種団体等と連携しながら、定着施策と企業誘致に取り組みます。
- e. 安全な農産物の供給、効率的かつ持続性のある農業経営の確立を推進するとともに、市産市消の取り組みの拡大や限られた農地の効率的な活用、身近な消費者である地域住民との協働により幅広く都市型農業を推進します。
- f. 「住んでよし」から「訪れてよし」のまちづくり観光を目指した観光施策を推進します。また、近隣市と連携した観光振興を推進するとともに、友好都市との交流を継続します。
- g. 産学民官連携による産業基盤の強化や発展、技術開発力の向上、新技術・新製品の開発を支援します。また、商業・工業・農業・観光等の地域産業資源の連携を促進し、相乗効果による新たな製品や商品、サービス等の創出に取り組むとともに、市内における創業、起業を支援するための各種施策の強化を図ります。
- h. 仕事と生活の調和を推進するとともに、生きがいを持っていきいきと働けるような勤労者福祉の向上を図ります。また、国・県の各種支援策を活用し、充実した雇用就労環境づくりを推進します。

## 第 2 章 安全・安心「快適なまち」

災害に強く住みよいまちをつくり、市民の安全・安心を築くことは行政の責務であるとともに、市民自らも自身の安全や財産を守り、また地域でお互いに助け合いながら支えることを市民の責務とし、市民・行政が協力し合うことにより、危機に対応することができる、「ともに安心を築く危機管理・安全対策の推進」を図ります。

また、市街地の整備や道路、交通、下水道、ガス・水道といった「暮らしを支える都市基盤の整備」、地球規模で考える温暖化対策や、自然の保護、公園の整備等といった「自然と調和する環境づくりの推進」をもって、安全・安心「快適なまち」を目指します。

### まちづくりの方向性

#### 第 1 節 「ともに安心を築く危機管理・安全対策の推進」

- a. 東日本大震災の教訓を踏まえた大規模災害や多様化する危機への対応及び発生した危機に対する被害の軽減を目指し、市民が安心して生活を送ることができるよう危機管理体制の更なる向上を図るとともに、市民の危機に対する意識の醸成に努めます。
- b. 災害による被害を最小限とするため、市や関係機関が行う「公助」の体制強化はもとより、市民の「自助」「共助」の力を高めます。
- c. 消防施設、装備の充実は大規模災害の要であり、いかなる災害にも対応できる施設、装備を充実させるとともに、消防団等の組織との連携強化を図り、安全で安心な暮らしができるまちづくりを推進します。
- d. 救急業務体制の充実を図るとともに救命効果の向上に向けた様々な取り組みを積極的に行います。
- e. 市民、事業者、警察、市等が連携を図りながら情報を共有化し、町会、自治会、関係機関、団体等との連携強化を図り、地域ぐるみの防犯体制を充実させ、市民一人ひとりの防犯意識の向上に努めます。
- f. 交通安全に関する啓発活動を強化し、交通ルールの周知・交通マナーの向上を図るとともに、交通安全教育の充実に取り組みます。
- g. 市民生活を安全で豊かなものとする環境づくりに取り組み、消費生活の向上を図ります。また、自立した消費者になるための様々な消費者教育、啓発、情報提供を行います。

#### 第 2 節 「暮らしを支える都市基盤の整備」

- a. 交通拠点である駅周辺のバリアフリー化を進め、安全で安心して利用できる環境を整備します。
- b. 市民生活に密着した生活道路、公園等の整備を図るとともに、良好な住環境の創出と市街地形成を図るため、景観施策に取り組みます。
- c. 住みやすさや、操業しやすさなど、地域にあった土地利用が図られるよう地区計画制度を推進します。また、暮らしやすいまちを実現させるため、都市基盤整備の方針を示した、習

志野市都市マスタープランの見直しに取り組みます。

- d. 市民の住生活をより豊かなものとするため、市民生活に深く関わる施策と密接な連携を進めることにより、総合的な住宅施策を展開します。
- e. 旧耐震建物の早急な耐震化の推進が求められているなか、耐震診断、耐震補強、バリアフリー化の推進に努め、維持管理や建替えに対する支援を行います。
- f. 安全で活力あるまちづくりを推進し、災害時における輸送力を確保するため、都市計画道路の効率的・効果的な整備の推進と道路・橋梁に対する老朽化の対応を図ります。あわせて、生活道路のバリアフリー化を進め、高齢者や車いすが円滑に通行できるよう改修・改良を行い、すべての市民にやさしいまちづくりを推進します。
- g. 新たな地域公共交通の基本的な考え方を、「あれば便利」ではなく「無くては困る」ものとして、公共交通事業者と連携し、主要な生活施設等への移動の利便性向上を図ります。
- h. 公共下水道の未普及地区について整備を進めるとともに、老朽化した幹線管渠等について、調査・設計を行い、公共下水道の改築・耐震化を進め、併せて健全な運営に努め、安定した下水道事業を進めます。また、浸水時の避難勧告の実施等、総合的な浸水対策を推進し、浸水被害を軽減します。
- i. 将来にわたって、低廉な料金水準を維持し、安全で安定したガス・水道を供給するという使命を果たすとともに、ガス・水道施設の耐震化及び更新計画を策定し、災害に強いガス管・水道管への入替を推進します。

### 第3節 「自然と調和する環境づくりの推進」

- a. 持続可能な社会を築くために、市民・事業者・市が主体的となって、地域レベルでの総合的、計画的な地球温暖化防止施策を推進します。また、再生可能エネルギーの導入・普及の推進及び省エネルギー機器等の普及を促進します。
- b. 循環型社会を実現するため、市民・事業者・市が一体となって、環境負荷の少ないごみ処理体系の形成を目指します。また、再生利用率の向上のための施策やごみの排出ルール徹底のための施策に取り組むとともに、し尿処理の将来的な方向性を明確にし、効率的・効果的な、し尿処理を進めます。
- c. 芝園清掃工場の安定的で適正な運転管理を行うため、老朽化対策、長寿命化に取り組むとともに、資源物の一時保管場所の整備及び旧清掃工場の解体に向けた取り組みを進めます。
- d. 市民のかけがえのない共有財産であるハミングロードや里山など、市内に残る自然環境の保護・保全に努めます。また、谷津干潟は、重要な環境資源として保全・再生に努めるとともに、賢明な利用を図り、市民の学習・交流・情報交換の場として活用します。
- e. 都市公園や緑地、緑道の適正な配置・整備とあわせて、公共施設や事業所等の緑化を推進するとともに、街並みの緑の空間を保全することで、市民の暮らしにやすらぎを与え、快適な生活環境を創造します。
- f. 大気汚染物質、水質、土壌・地下水汚染等の監視や有害化学物質等の対応に努めることで、健康で安心して暮らせる生活環境を保全します。
- g. 学校教育や環境施設、環境保全活動を通じて環境学習の充実を図り、地域の環境保全への意識を醸成します。また、公共空間の環境美化を図り、まちの美観を守り、きれいなまちづくりを推進します。

## 第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」

本市は市制施行以来、「百年の計は人を育てるにある」という教育方針のもと、教育行政を特に重視してきました。この方針を、本計画期間においても変わることなく市政に反映させ、市民が生涯を通して、常に「興味」や「好奇心」といった「学び」の向上心を保ち続けることにより、心豊かな生活を過ごせる環境を整えることが重要です。

本市では、安心して子育てのできる「子どもが健やかに育つ環境の整備」や、幼児教育や義務教育において「未来をひらく教育の推進」に取り組み、習志野市の教育による自立した社会人の養成と輩出を目指します。

また、「生涯にわたる学びの推進」では、「一市民、一文化・一スポーツ・一ボランティア」のスローガンのもと、市民一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自立して活動しようとする意識と仕組みを醸成します。

こうしたなかで、「互いを認め合い尊重し合う社会の推進」により、あらゆる問題に対して、協調し、尊重し合いながら取り組むことのできる人を育成し、育み・学び・認め合う「心豊かなまち」を目指します。

### まちづくりの方向性

#### 第1節 「子どもが健やかに育つ環境の整備」

- a. 地域の子育て・子育て支援の拠点として、幼保一元施設であるこども園の整備を進め、質の高い幼児期の教育・保育の一体的提供、保育の量的拡大、家庭における養育支援の充実を図り、地域の子育て・子育て支援サービスの充実を推進します。
- b. 近年、核家族化の進行、共働き家庭の増加に伴い、将来においても引き続き子育てと仕事の両立支援が求められており、子どもたちが健やかに育ち、保護者が安心して働き続けることができるよう、保育所機能の拡充のほか、多様な保育サービスの充実を図ります。
- c. 子育ての不安や負担感が高まるなかで、地域との連携を図りながら親子がふれあうことの大切さを伝えるとともに、子育て中の親子が気軽につどい、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できるよう、場の提供を引き続き行います。
- d. 様々な家庭の育児不安に対応するため、一人ひとりの子どもの置かれた状況の多様性を社会的に尊重し、個々のケースに対応した相談・支援を行い、虐待の未然防止・早期発見・対応の体制を強化し、特に支援が必要な家庭も含めたすべての子育て家庭が自立し安心して暮らせるよう、支援の充実を図ります。
- e. 家庭や地域の子育て力の低下や地域のつながりの希薄化が叫ばれるなかで、地域やボランティアの支援を得ながら、地域による子育て支援を推進し、地域全体で子どもや子育て家庭を見守る体制づくりを推進します。

## 第2節 「未来をひらく教育の推進」

- a. 幼児教育のニーズが多様化しているなかで、生きる力の基礎を培うため、幼児の主体性と元気な体と豊かな心を育む保育・教育課程の編成に努めます。
- b. 子どもの健全な育成のため、基本的生活習慣や食事の大切さを啓発し、未就園児からの家庭、保護者の教育力の向上に努めます。
- c. 教育は人づくりであり、人づくりはまちづくりに直結するものです。小さなまちの大きな教育を更に充実・発展させて、豊かな人間性と優れた創造性を育む、習志野の人づくりを実践します。
- d. 子どもたちの生涯にわたって学ぶ力を培うために、わかる授業を展開し、基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上を図ります。あわせて、道徳教育、体育・食育等の指導の充実により、子どもたちが未来を拓くために必要な、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育みます。また、体験活動、学校行事の充実を図るなかで、互いに認め合い、他者と協調していく力を伸ばし、いじめ・不登校の未然防止・解消を図ります。
- e. 「教育は人なり」と言われるように、教育の根幹は教職員の教育力にあります。学校との連携のもと、本市の教育を支えてきた教師の技術・意欲の確実な伝承を図ります。更に、開かれた学校づくりにより教育への信頼を高め、地域・保護者と連携を更に深めて、地域全体の教育力を向上させます。
- f. 今後も情報通信技術は急速に進展し、コミュニケーションの在り方や授業のスタイルにも影響を及ぼすものと考えられます。これに対応するため、新たな指導方法の研究、教職員への研修を適切に行い、教育の質の向上を図ります。
- g. 子どもたちの生命を第一に考え、児童生徒の安全な学習環境を整備するとともに、児童生徒への安全教育、防災・減災の担い手を育む教育の充実を図ります。

## 第3節 「生涯にわたる学びの推進」

- a. 公民館や図書館における生涯学習支援機能を充実させ、誰もが目的や志向に応じた学習ができる機会の提供に努めるとともに、市民が自立して学習を行うことができるよう支援します。
- b. 市民が日常的に学習内容を深め、かつ学習成果を活かすことができるように、生涯学習施設や地域における活動等の情報提供に努めます。
- c. 多くの市民が自主自立して芸術・文化等の活動に親しむことができるよう、鑑賞し楽しんだり、参加し創造する機会の充実を図ります。また、芸術文化団体間の交流を推進し、団体の育成と併せ、芸術文化活動の活性化も図ります。
- d. 本市の歴史を多くの方に身近に感じてもらい、郷土愛を育むため、埋蔵文化財発掘調査による出土品等の資料、古文書、文献、写真、民俗資料等の文化財や歴史資料の調査、収集、保護、保存、展示に努めます。
- e. 「するスポーツ」のみならず「見るスポーツ」「支えるスポーツ」を推進します。また、生涯にわたるスポーツライフの実現を目指し、競技やレクリエーション、ジュニアから高齢者、障がい者など様々な分野、世代でスポーツ活動の充実を図ります。
- f. 生涯学習・スポーツ活動の場を提供するため、市内大学等との連携を図り、民間スポーツ施

設等の活用も推進します。

#### 第4節 「互いを認め合い尊重し合う社会の推進」

- a. 少子高齢化の進展、国内経済の活性化など、社会経済情勢に対応する上で、男女が対等な社会の構成員として、互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成のため、市民、事業所など多様な主体との連携協働による実践的活動に取り組み、充実した心豊かな生活の実現を目指します。
- b. 情報化、ICT 化の進む中において、市民と行政との「協働型」社会の実現に向け、各種媒体を活用し、積極的に行政情報を発信し、市民からの意見等の集約、活用に努めます。また、災害時・地域 ICT 利活用・市民協働・公民連携等、市民・事業者等と行政の連携を図ります。
- c. 年々増加傾向にある在住外国人が安全で安心な生活が送れるよう、関係団体と連携を図りながら支援し、国籍を超えた人々との共生意識を育むことで、多文化共生社会の実現を目指します。
- d. 姉妹都市との交流を中心とした青少年同士の交流を促進し、異文化体験を通じて、多様性を受け入れ、郷土愛を育み、文化の違いを超えて協力し合えるような市民の国際感覚の涵養を図ります。
- e. 核兵器廃絶平和都市宣言に基づき、我が国が世界唯一の核被爆国として被爆の恐ろしさと、被爆者の苦しみを広く訴え続けるとともに、恒久平和を願い、市民特に若い世代への平和啓発を促進し、次世代への平和継承者の育成を図ります。

## III-2 自立的都市経営の推進

今後、日本は、グローバル化、高度情報化社会の進展、環境問題の顕在化、経済の低迷など、世界規模での大きな変化のなかで、少子超高齢社会の到来という、かつてない人口構造の変化の局面を迎え、生産年齢人口の減少、家族形態の変化、地域社会の希薄化、高齢化に伴う社会保障費用の急速な増大、雇用規模の変化といった多くの課題に直面することが予測されます。

また、本市を取り巻く環境も、人口構造の変化、社会保障費の増加、或いは公共施設の老朽化等により、ますます厳しさを増していくものと考えられます。

こうしたなかにおいても、本基本構想の将来都市像を実現するための3つの目標である『支え合い・活気あふれる「健康なまち」』、『安全・安心「快適なまち」』、『育み・学び・認め合う「心豊かなまち」』に向けた取り組みを、しっかりと下支えし、市民生活の安心と豊かさを維持・発展させていくためには、長期的な視点に立ち、計画的に持続可能な行財政運営を実行することにより、自立的な都市経営を推進していく必要があります。

そのためには、地方分権・地域主権改革の進展と市民ニーズの多様化のなか、自らの責任と創意工夫のもと、限りある経営資源で最良の行政サービスを提供し、市民満足の向上を目指すとともに、引き続き、自ら改革を推進し、積極的な行政情報の提供や行政機能の効率化、職員の人材育成など、常にコスト意識を持った効率的・効果的な取り組みを実行していきます。

また、将来にわたって持続可能な都市経営を続けていくために、「新しい公共領域」の形成を目指し、地域住民やNPO、ボランティア、事業者など、自主性と創造性を活力とした地域社会を構築する多様な市民と行政が、お互いに連携・協力し、適切な役割分担と責任に基づき、公共サービスを担い合う、協働によるまちづくり、公民連携の取り組みを推進していきます。

以上を踏まえ、前・後期基本計画期間と併せた「経営改革大綱」及び実施計画を策定し、基本構想期間(平成 26~37(2014~2025)年)全体における重点プロジェクトとして、次の3項目を掲げます。

### 将来都市像を実現するための ～自立的都市経営における重点プロジェクト～

1. 公共施設の再生
2. 財政健全化
3. 協働型社会の構築

**重点プロジェクト 1**

# 公共施設の再生

公共施設は、地方自治法第 244 条第 1 項において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されています。

本市では、これまで「文教住宅都市憲章」の理念のもと、社会経済情勢に応じた施策を展開するなかで、時代の変化に対応した市民サービスの提供を目指したまちづくりを推進してきました。

特に、バブル経済崩壊以降の国、地方の厳しい財政状況のなかでも、市民生活の充実と持続可能な行財政運営を実現するために、本市においては継続的な行財政改革を推進し、成果を挙げてきた一方で、これらの改革は、毎年度の資金の収支に関する改革が中心であり、土地や建物、インフラ等、保有する資産に関する改革の取り組みについては、十分とは言えません。

そこで本市が保有する資産のうち、特に公共施設についての現状と課題を把握、分析し、将来のまちづくりを持続可能なものとするため、施設が地域で果たす役割や機能を見直しつつ、時代に適合した住民サービスに応じた公共施設の再生と再配置を実行し、限られた財源の中で、効率的、効果的な公共施設再生に取り組みます。

## ■ 公共施設再生計画基本方針

本市が保有する公共施設は、先代から受け継がれてきた貴重な資産です。限られた財源のなかで、これらの資産を有効活用し、効率的な施設の維持管理、更新に努めていくことは、将来のまちづくりに繋がる重要な取り組みとなります。

公共施設再生への取り組みの目的は、公共施設についての現状と課題を把握、分析し、その上で適切な資産改革、資産経営のもと、公共施設の再生を実行し、将来のまちづくりを持続可能なものとすることです。

また、対象となる施設は、小学校及び中学校等の教育施設、こども園等の子育て支援施設、生涯学習の拠点となる公民館やコミュニティセンター、その他福祉施設やスポーツ施設、市営住宅や消防施設、庁舎など、市民サービスの拠点となる施設とします。

公共施設再生の元となる考え方には 3 つの前提があります。施設重視から機能優先へ考え方を転換する「①施設と機能の分離」、更新が可能な量まで、施設の更新事業費を圧縮する「②保有総量の圧縮」、計画的な維持保全を行い、バリアフリーや環境対応、避難所としての機能向上などに努める「③施設の質的向上」です。

これらの前提のもとで、時代の変化に対応した市民サービスを提供するための場としての公共施設の整備を行い、持続可能な都市経営の基盤を整備します。



**重点プロジェクト 2****財政健全化**

本市では、地方分権・地域主権改革が進むなかで、自主自立のまちづくりを推進していくために継続的に行財政改革を進め、少子高齢化やグローバル化の進展、悪化する国の財政・地方財政への対応、環境問題の関心の高まり等、社会経済情勢の大きな変化、あるいは分権型社会における多様化・高度化する市民意識の高まり等の構造的な変化に的確、迅速に対応してきました。

しかし、近年、世界規模で経済状況が急激に悪化し、財政予測の前提条件が大きく変化する等、財政状況の不透明感が高まりを見せています。

本市においても、歳入の根幹である市税収入については、人口減少、少子超高齢社会の到来に加え、個人所得が減少するなかで、個人市民税の減収が懸念され、固定資産税・都市計画税は、東日本大震災の影響等により、増収の見込みは厳しい状況となっており、これまで全国的にも恵まれ、安定的な財源であった本市の市税を取り巻く環境は、大変厳しい状況となっています。

一方、歳出においても、東日本大震災による復興関連経費の他、生活保護費、高齢者・障がい者施策に伴う扶助費の増大が予想され、更に今後の公共施設の耐震化、再生・再配置に伴う財政負担は、本基本構想の実現にも大きな影響を与えることとなります。

そのため、引き続き行財政改革に積極的に取り組み、将来を見据えた財政の健全化を実現し、自主財源の涵養を常に視野に入れながら、自立した都市・財政基盤を構築するための財政健全化を推進します。

**■ 財政健全化**

地方自治体における財政問題は、自治体の担う公共機能を揺るがす問題であり、持続可能な財政運営なくしては、本市の展望が開かれることはありません。

近年、景気の低迷や社会の閉塞感は、社会、経済構造の転換を促し、地方自治体においても、大きな構造転換を迫るものであり、様々な社会経済情勢の変化へ対応するため、地方分権・地域主権改革を推進し、それぞれの地域において財政問題に対し責任を持つ必要があります。

本市においては、自主自立したまちづくりを推進するための財政構造の体質強化を図るべく、財政健全化に向けた様々な取り組みや行政改革を実施してきましたが、依然として、厳しい財政状況が続いています。

現在の財政状況を克服し、将来にわたり自主自立したまちを実現するため、行政運営経費の削減、債務の適正な管理、歳入の確保等に努めます。

## 重点プロジェクト 3

# 協働型社会の構築

地方自治体と国との行政システムの枠組みが大きく変わるなか、市民ニーズを的確に捉え、効率的・効果的な公共サービスを実現していくことが求められています。

しかし、近年の少子高齢化、子育て、環境、教育、防犯・防災など地域の抱える社会的課題は複雑・多様化しており、行政のみで十分な対応をすることが困難なケースも生じています。

地域で困ったことがあったら地域の方に相談できるまち、地域で起こった問題は地域で解決できるまち、地域の皆さんと趣味や文化、スポーツの楽しみを分かち合えるまち、そんな安全・安心、快適に暮らせ、充実した生活を送るために、人と人との心と行動が響き合い、信頼し合えるコミュニケーション豊かな支え合いと活気ある社会づくりが求められています。

市制施行以来、本市では市民とともに築くまちづくりを進めてまいりました。今後は更に、NPO、ボランティア活動団体、企業、学校、町会・自治会など多様な主体が公共サービスの担い手となり、地域のさまざまな課題解決に向けて、連携・協力する「協働」を推進します。

これにより、市民自らが公共サービスの担い手となり、地域課題の解決に向けた「市民の力」「地域の力」が向上することによって、各地域で質の高いきめ細やかな公共サービスを受けることが可能となります。

また、「市民と行政」「市民と市民」など、協働に関わる全ての人々の連携を強化する中で情報共有が大切となります。情報発信力・情報収集力の向上を図り、更なる情報化社会への対応を進め、地域活動がしやすい環境の整備に努め、民間の力を生かし、潤いと活力ある成熟した「協働型社会の構築」を目指します。

## ■ 市民協働基本方針

「市民協働」が求められる背景として、地域には高齢化、子育て、環境、教育、防犯、防災など様々な課題があり、市民ニーズが多様化・複雑化しているなかで、行政が行う画一的なサービスの限界や地方分権の流れ、まちづくりへの市民意識の高まり、市民力の向上等、大きな時代の変化があります。

「市民協働」とは、まちづくりの担い手である市民、市民活動団体、企業・学校等の市民協働のパートナーと市が、互いの特性を理解し、対等な立場で共通の目標を達成するために協力・協調することです。

市民協働には、①「自主性・自立性」、②「相互理解」、③「目的の共有」、④「対等な関係」、⑤「情報の公開・共有」から成る 5 つの基本原則があり、この原則を守りながらそれぞれの責任と役割を理解し、対等な立場で活動します。

また、市は協働しやすい環境づくりに向け、①推進体制の整備、②活動拠点の充実、③市民活動の支援、④意識改革・人材育成、⑤市民活動団体との連携・交流など、5 つの分野で、市民協働を推進します。